

3Dものづくり技術活用推進アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内中小企業が取り組む3Dものづくり技術（以下、3D技術という。）の活用推進の課題に対して、専門的な情報の提供や技術指導などの支援業務を行う「3Dものづくり技術活用推進アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を予算の範囲内において派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義、用語)

第2条 この要綱において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体をいう。

ただし、次に掲げるみなし大企業については除くものとする。

- (1) 発行済株式の総額又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- (2) 発行済株式の総額又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

2 この要綱において「3D技術」とは別表1に記載の3Dものづくり関連機器に関する知識、操作方法および活用方法等をいう。

(派遣対象)

第3条 アドバイザーの派遣対象は、3D技術を活用した取り組みを予定しているものであって、次の条件を満たす県内中小企業とする。

- 2 過去に本事業のアドバイザー派遣を受け入れていないこと。
- 2 アドバイザーからの指導・助言を受ける担当者を配置するなど、本事業の取り組みの体制が整備されていること。
- 3 山口県税の滞納をしていないこと。また、山口県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団との関係を有しない者であること。

(支援内容)

第4条 中小企業は次のような支援をうけることができる。

- (1) 申請内容に応じた支援計画の提案
- (2) 3D技術活用に関する指導・助言
- (3) 支援に必要な別表1の3D技術関連機器の利用又は貸与
- (4) 支援に必要な消耗品の提供

(アドバイザーの登録基準)

第5条 県内中小企業の3D技術に関する課題を解決するために必要な専門的、実践的な知識、技術、技能を有し、次の業務を遂行できる企業とする。

- (1) 3D技術に関する課題解決のための支援計画書の作成
- (2) 3D技術活用に関する指導・助言
- (3) 別表1の3D技術関連機器のすべて若しくは一部の貸与又は提供
- (4) 3D技術活用に関する指導・助言に必要となる消耗品等の提供

2 税の滞納をしていないこと。また、山口県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団との関係を有しない者であること。

(アドバイザーの登録手続き)

第6条 アドバイザーの登録を希望する企業は、3Dものづくり技術活用推進アドバイザー登録申請書(第4号様式)(以下「登録申請書」という。)を地方独立行政法人山口県産業技術センター(以下「産技センター」という。)に提出しなければならない。

2 産技センターは、登録基準を満たす登録申請者について、アドバイザー登録を行い、登録完了後は、申請者にアドバイザー登録が完了した旨を電子メールにより通知する。(以下、登録されたアドバイザーを「登録アドバイザー」という。)登録基準を満たさない登録申請者には、登録できない旨を電子メールにより通知する。登録アドバイザーが登録を辞退したい場合は、電子メールにてその旨、産技センターへ通知する。

3 産技センターは登録アドバイザーが登録基準を満たさなくなったと判断したときは、その登録アドバイザーに通知した上で、登録を抹消することができる。

(アドバイザーの登録期間)

第7条 アドバイザーの登録期間は登録日の属する日から令和3年3月31日までとする。

2 登録期間にかかわらず、アドバイザーが中小企業を支援できる期間は、令和3年2月28日までとする。

(アドバイザーの派遣要請)

第8条 アドバイザーの派遣を希望する県内中小企業(以下「申請者」という。)は、3Dものづくり技術活用推進アドバイザー派遣申請書(第1号様式)(以下「派遣申請書」という。)を産技センターに提出しなければならない。

(アドバイザーの選定)

第9条 産技センターは、アドバイザー選定検討会を開催し、申請者から提出された派遣申請書の内容に応じて、登録アドバイザーの中からアドバイザーを選定する。

- 2 産技センターは派遣申請書が多数申請された場合は、アドバイザー選定検討会にて、アドバイザー派遣による課題解決の可能性や課題解決による効果の高い派遣申請から予算の範囲内で優先的にアドバイザーの選定を行う。
- 3 産技センターは、申請者から提出された派遣申請書の内容が第3条を満たさない場合、登録アドバイザーの中に適任者がいない場合、申請者に対してアドバイザーが派遣できないことを通知する。
- 4 第2項の優先的に選定したアドバイザーの派遣費用が予算の範囲を越えた場合や、アドバイザーの選定に至らなかった派遣申請においても申請者にアドバイザーが派遣できないことを通知する。

第10条 産技センターは、アドバイザーを選定したときは、申請者と選定したアドバイザーとの面談日程を調整し、申請者、アドバイザー、産技センターの3者で支援内容を協議する。

- 2 アドバイザーは前項の協議の結果、支援業務が可能と判断した場合は、支援計画書および支援に必要な費用見積書を作成し、産技センターに提出する。
支援業務が不可能と判断した場合は、辞退届を産技センターに提出する。

(アドバイザー派遣の決定)

第11条 産技センターはアドバイザーから提出された支援計画書と費用見積書の内容を精査し、内容が妥当と判断した場合はアドバイザーと業務委託契約を締結するとともに申請者に対して、3Dものづくり技術活用推進アドバイザー派遣決定通知書(第2号様式)により通知する。(以下、アドバイザーの派遣が決定した申請者を「支援企業」という。)

- 2 産技センターはアドバイザーから辞退届の提出を受けた場合は申請者にアドバイザーを派遣しないことを通知する。

(アドバイザー業務の実施)

第12条 アドバイザーは業務委託契約を締結後、支援計画書に基づき支援企業に対して支援業務を行うものとする。

(実施報告等)

第13条 支援企業は、派遣終了後14日以内に、3Dものづくり技術活用推進アドバイザー派遣受入報告書(第3号様式)を産技センターに提出する。

- 2 アドバイザーは、支援業務終了後14日以内に、3Dものづくり技術活用推進アドバイザー業務完了報告書(第5号様式)を産技センターに提出する。

(アドバイザーに対する経費の支払い)

第14条 産技センターは前条により提出されるアドバイザー派遣受入報告書およびアドバイザー業務完了報告書の内容を審査の上、アドバイザーによる支援業務

が妥当であると判断されたときは第11条の業務委託契約書の内容に基づいて経費をアドバイザーに支払うものとする。

(成果の公表)

- 第15条 産技センターは本事業で実施した支援業務の成果を支援企業およびアドバイザーの同意を得たうえで公表することができる。
- 2 支援企業が本事業で得た成果を産技センターおよびアドバイザーの同意を得たうえで公表することができる。
 - 3 アドバイザーは本事業で実施した支援業務の内容を産技センターおよび支援企業の同意を得たうえで公表することができる。

(禁止事項)

- 第16条 支援企業は次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本事業の目的を逸脱した行為を行うこと。
 - (2) 産技センターへ虚偽の報告をすること。
- 2 アドバイザーは次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本事業の目的を逸脱した行為を行うこと。
 - (2) 支援企業の支援期間中に特定の製品等について購入を働きかける等の勧誘行為や営利活動。
 - (3) 支援業務の過程で知り得た秘密を支援企業および産技センターの同意を得ることなく外部に漏らすこと。
 - (4) 本事業によりアドバイスをを行った内容に対して、産技センター以外から報酬を受け取ること。
 - (5) 産技センターへ虚偽の報告をすること。

附則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

別表1（第2条、第4条、第5条関係）

機 器	備 考
3Dプリンター	樹脂・金属材料を使用するもの
3Dスキャナー	携行型、据置型
3DCAD	
その他	3Dものづくり技術の活用に資するもの